

有機溶剤健診の尿検査で分布2となった。その他の検査は異常なし。
有機溶剤中毒か？ 何をすればよいのか？

特殊健康診断には

- ・尿中代謝物検査のように有害物のばく露程度を推定するための検査
 - ・肝臓、腎臓、血液、神経など生体への影響を推定する検査
- があります。

有害物の暴露程度を推定する検査が分布2になった場合は、使用している有害物にばく露していることが疑われますが、その他の検査で生体的異常が認められない場合は、一般には中毒の疑いは無いと判定されます。

しかし、ばく露が続いた場合、生体へ悪影響を及ぼすおそれは十分ありますので、早めの対応が必要です。

分布2又は分布3が検出された場合の対応

1. 以前にも検出されていないかを調査

検出されたことがあるなら、その時のばく露の原因調査結果と対応方法を確認します。

2. 複数人検出していないか

複数人検出されているなら、ばく露が強く疑われます。

3. ばく露原因の調査と改善

作業によりばく露していたことを前提に、職場の作業実態を調査します。

ばく露の原因（ひとつとは限らない）に次のことが考えられます。

- ①作業環境測定結果が管理区分2又は3の環境であった
- ②前回の健康診断後に作業工程の変更や取扱量の増加があった
- ③事故、トラブルでばく露があった
- ④局所排気装置などの設備を使っていなかった。
 - ・停機していた
- ⑤局所排気装置を使用していたが、有効に使っていなかった
 - ・吸引気流の有効範囲外で作業をしていた
 - ・ダクトの詰まりなどの吸引不足があった
 - ・外気や扇風機などの外乱気流による吸引阻害があった
- ⑥使用すべき保護具（防毒マスク、化学防護手袋）を使用していなかった。

⑦使用していたが、保護具の効果不足

- ・防毒マスク吸収缶の効果がなくなっていた
- ・顔とマスクの隙間から漏れこんでいた

作業開始時臭いがしても、時間経過とともに臭いが感じなくなることもある

- ・不適切な手袋の使用（皮膚から有害物の侵入）

⑧その他通常業務外で使用

4. ばく露していなくても検出される有機溶剤がある

詳しくは産業医等に確認する

①検査日に対象有害物の使用の有無を確認し、有害物のほとんどが排泄され、体内に残りにくい時間経過後の検査なら、他の原因を疑う。

②検査前に検査値の増加に影響する飲食物の摂取有無を確認
(本来は検査時に自己申告票で確認しておくべきこと)

5. 再検査を実施する

- ・ばく露（検出された）の原因を改善したのち
- ・ばく露以外の原因を調査するため、当該作業をしないで(暴露無しで)

6. 産業医に調査の結果などを説明し、意見を伺う。

産業医を選任していない場合は、産業保健総合支援センターの医師に意見を伺う。